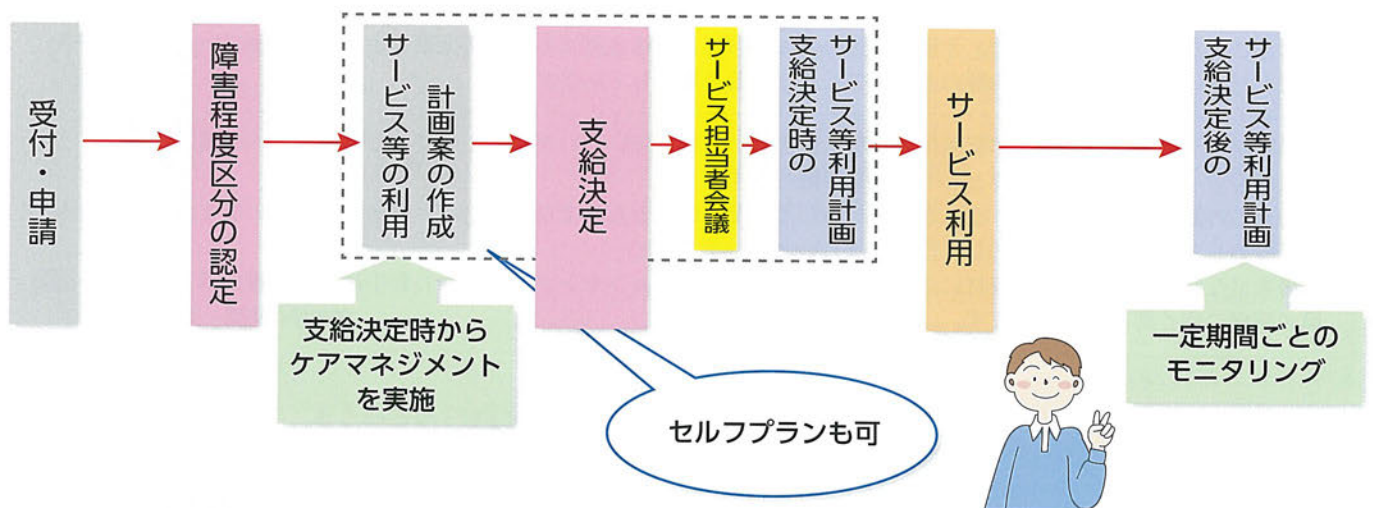


福祉のワンポイント

# 計画相談が始まりました

平成24年4月から、障害者自立支援法の障害福祉サービス（例えばヘルパーや就労継続A型、B型など）を利用する場合、サービス等利用計画が必要となりました。熊本市では、平成24年10月からスタートし、平成27年3月までに対象となる方へのサービス等利用計画作成が行われる予定です。

## 支給決定のプロセス



### 計画相談って何？



障害福祉サービスを利用したいときに、今の生活の状況と希望を含めて今後の生活について相談支援専門員がお話を聞き、福祉サービスを含めたサービス等利用計画書の作成を行います。その計画案を市町村に提出してから、支給決定が行われることとなります。

### 計画作成は、どこが行うの？



指定特定相談支援事業所が作成します。事業所の情報は、市町村の窓口で教えてもらうことができます。セルフプランを提出することもできます。  
\* 計画作成を事業所に依頼する場合は、特定相談支援事業所との契約を結ぶ必要があります。

\* 詳細は、お住まいの市町村窓口にお問い合わせください。

